

## 第5章 共通的・基盤的な施策の推進

### 第1節 環境に配慮した施策手法の推進

#### 1. 環境影響評価制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者が、事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業について環境保全上より望ましいものとしていく仕組み」である。

このように、環境アセスメントの推進は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策である。

国においては、昭和59年8月に「環境影響評価実施要綱（閣議アセス）」が閣議決定され、国が行う事業及び国の免許等を受けて行われる事業を対象に環境アセスメントが実施されてきた。

その後、平成5年11月に制定された環境基本法において、環境影響評価の推進に係る条文が盛り込まれたこと、また、平成6年12月に制定された「環境基本計画」において「環境影響評価制度については法制度化を含め所要の見直しを行う」との方針が示されたこと等を受け、中央環境審議会の「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申を踏まえ、平成9年3月に「環境影響評価法案」が国会に提出され、同年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行された。

また、このほかに、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法等に基づいて環境影響評価が実施されている。

本県においては、平成3年4月に「島根県環境影響評価実施要綱（県要綱）」を定め、ゴルフ場の造成等大規模な開発事業で環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を対象に運用してきた。

その後、平成6年に「島根県行政手続条例」が制定され、行政運営における公平性の確保と透明性の向上が求められるようになった。

また、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境の保全の基本理念とこれに基づく基本的施策の枠組みが示され、環境影響評価については基本的な施策と位置づけられるとともに、環境影響評価のために必要な措置を講ずる（環境影響評価制度の条例化を含めて検討を進める）こととされた。

このように、本県の環境影響評価制度をめぐる状況が変化してきたことを受け、島根県環境審議会の「島根県環境影響評価制度の見直しについて」の答申を踏まえ、平成11年9月に「島根県環境影響評価条例案」が島根県議会に提出され、同年10月1日に「島根県環境影響評価条例（県条例）」を公布し、平成12年4月1日から全面施行した。

なお、県条例の手続等は、資料編「Ⅱ参考資料12」のとおりである。

#### 2. 環境影響評価の実施状況

本県における平成15年度の環境影響評価の実施状況は、島根県環境影響評価条例に基づくごみ処理施設（方法書）1件及び飛行場（準備書、ただし隣県）1件であった。その概要は、表5-1-1のとおりである。

表5-1-1 環境影響評価の実施状況

対象事業名	新ごみ処理施設建設事業	美保飛行場拡張整備
対象事業の種類	ごみ処理施設（焼却施設）の設置	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
対象事業の規模	処理量 300t/日	滑走路 2500m
対象事業実施予定者	松江地区広域行政組合	国土交通省中国地方整備局、国土交通省大阪航空局
対象事業実施区域	八束郡鹿島町上講武地内	鳥取県米子市及び境港市
方法書・準備書の区分	方法書	準備書
根拠法令	島根県環境影響評価条例	環境影響評価法
知事意見を述べた日	平成16年12月20日	平成17年1月19日
評価書公告・縦覧	-	-

### 3. 土地利用対策

#### (1) 国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要である。

このような趣旨のもとに、昭和52年10月に島根県国土利用計画が策定され、その後、昭和61年3月に第二次計画が策定され、さらに平成8年7月には第三次計画が策定された。また、県内の市町村においては、同様の趣旨に基づき、市町村国土利用計画の策定が県の指導のもとに進められつつあり、平成15年度までに24市町村において計画が策定されている。

#### (2) 島根県土地利用基本計画

土地利用基本計画は、県の区域における都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等に関する事項を内容とし、計画書と図面からなっている。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、また土地利用に関する諸計画の上位計画として位置づけられるものである。

#### (3) 土地取引の届出勧告制度

国土利用計画法は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

このため、一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととされている。

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると

認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することとしている。

#### (4) 開発事業についての行政指導

面積1ヘクタール以上の土地の開発を行う事業については、計画段階から島根県土地利用対策要綱により開発事業者に対する指導を行っている。

これは、災害の防止や自然環境の保全を図りながら地域の秩序ある開発を進めることにより、適正な土地利用が行われるよう指導調整するものである。

また、ゴルフ場開発に対処して、平成2年度からは、ゴルフ場開発事業についての指導基準を設け、自然環境との調和等に一層の配慮を求めることとしている。

平成15年度における開発事業についての指導及び調整の状況は、次表のとおりである。

表5-1-2 開発事業についての指導件数

事業の種類	宅地造成	土石等採取	敷地造成	ゴルフ場	産業廃棄物処分場	その他	計
件数	2	10	8	0	0	0	20

なお、上記のほか、国、地方公共団体、公社等が行う公共事業等については、公共事業等に関する連絡調整要綱により12件の連絡調整を行った。

## 第2節 公害防止と公害防止体制の整備

### 1. 公害防止協定

近年、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業との間で公害防止協定を締結する事例が多くなっている。とくに、県等の間で誘致して新規立地（進出）する企業に対しては、環境保全の立場から県や地元市町村と企業との間で協定を締結することになっている。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制とは別に、さらに上乘せした規制基準を定めるなど、きめのこまかい対策がとられるようになっている。

公害防止協定の締結は、業種別にみると、製造業が最も多く、中でも窯業土石業が多い。また、地方公共団体が当事者として関与している協定が多いが、住民団体独自で企業と締結しているものもある。（資料編参照）

### 2. 公害紛争・苦情の処理

#### （1）公害紛争・苦情処理体制

##### ①公害紛争の処理

公害紛争のため、公害紛争処理法に基づいて総理府内に公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われている。

本県では、同法第18条の規定による公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争について、その処理にあたっている。現在までのところ係属した事件は下記のとおりである。

##### ◎島根県平成3年（調）第1号事件

＜工場騒音被害防止請求事件＞

H3. 12. 20 申請

H4. 2. 5 申請取下

##### ◎島根県平成4年（調）第1号事件

＜ゴルフ場農薬等被害防止請求事件＞

H4. 4. 20 申請

H5. 3. 31 調停打切

##### ◎島根県平成5年（調）第1号事件

＜井戸水汚染被害防止損害賠償慰謝料請求事件＞

H5. 6. 30 申請

H6. 3. 31 申請取下

##### ◎公調委平成7年（調）第2号事件

＜中海本庄工区干陸事業水質汚濁被害等調停申請事件＞

H7. 8. 9 申請

H7. 9, 5 公害等調停委員会へ送付

H7. 10. 25 ～同委員会受付・審理中

- ◎島根県平成 8 年（調）第 1 号事件
  - <松枯れ対策農薬空中散布差止請求事件>
  - H8. 3. 6 申請、H 11.10.8 申請取下
- ◎島根県平成 8 年（調）第 2 号事件
  - <県立公園松枯れ対策農薬地上散布差止請求事件>
  - H8. 5. 23 申請、H 12.4.24 調停打切
- ◎公調委平成 8 年（調）第 2 号事件
  - <松枯れ対策農薬空中散布大気汚染被害等調停申請事件>
  - H8. 5. 27 申請
  - H8. 8. 20 公害等調整委員会へ送付
  - H8. 9. 20 ~同委員会受付・審理中
- ◎島根県平成 8 年（調）第 3 号事件
  - <ゴルフ場松枯れ対策農薬空中散布差止請求事件>
  - H8. 5. 29 申請、H 12.4.24 調停打切
- ◎島根県平成 8 年（調）第 4 号事件
  - <運動公園等松枯れ対策農薬空中散布差止請求事件>
  - H8. 6. 19 申請
  - H10. 1. 7 申請取下
- ◎島根県平成 9 年（調）第 1 号事件
  - <北山山地一帯松枯れ対策農薬空中散布差止請求事件>
  - H9. 7. 4 申請、H 11.4.5 申請取下
- ◎島根県平成 9 年（調）第 2 号事件
  - <木材工場振動被害防止請求事件>
  - H9. 12. 18 申請、H 12.3.21 調停成立

## ②公害苦情の処理

公害に関する苦情は地域に密着した問題であり、また公害紛争のもとになるもので、迅速かつ適正に処理する必要がある。このことから、公害苦情の処理及び公害防止に関する事務の取扱いについて「島根県公害等対策事務処理要領」（昭和 44 年 12 月制定、50 年 11 月改正）を定め、県と市町村の担当窓口を明らかにするとともに相互の事務分担の明確化を図っているが、それによる公害事案処理体系は図 5-2-1 のとおりである。

## (2) 公害苦情の処理状況

### ①公害苦情件数（表 5-2-1）

平成 15 年度に県下で受理した苦情件数は、488 件で、前年度と比較して 28 件（6.1 %）増加した。公害の種類別では、典型 7 公害で、大気汚染が 148 件と最も多く、次に悪臭の 76 件、水質汚濁の 43 件、騒音の 29 件と続いている。（図 5-2-2）

典型 7 公害以外の苦情では、189 件のうち不法投棄が 133 件と最も多くなっている。

経年変化については図 5-2-3 のとおり。

図 5 - 2 - 1 公害事案処理体系図

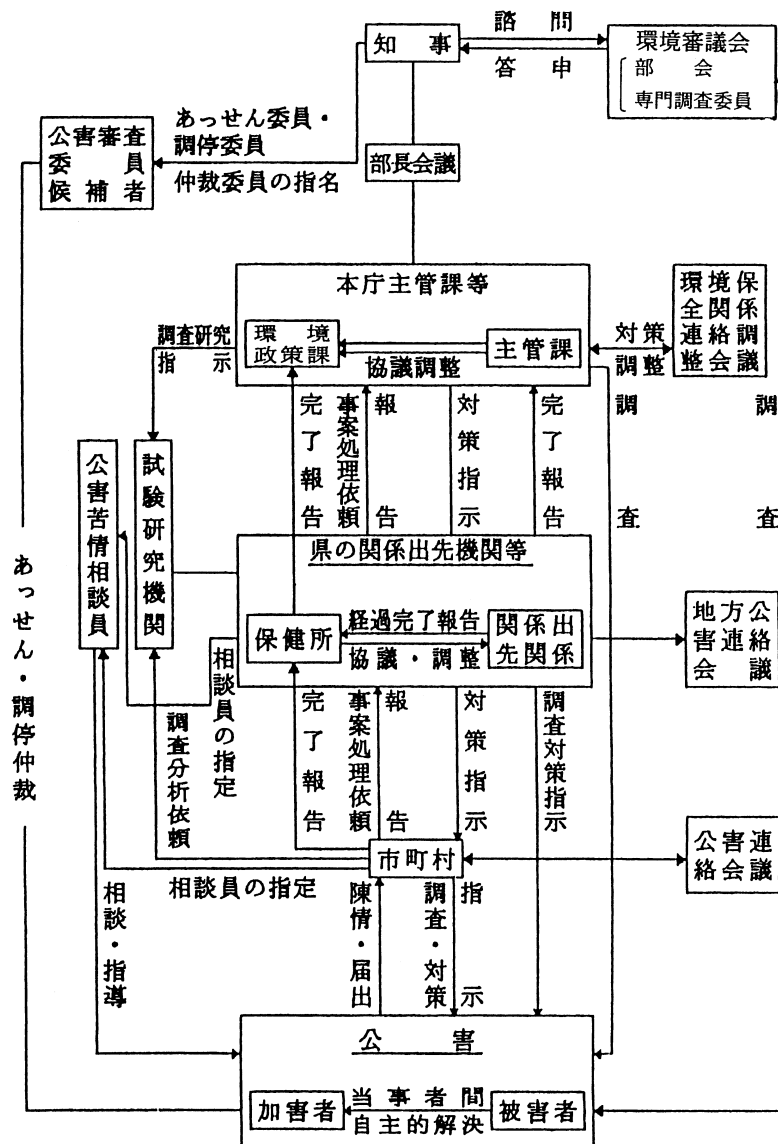


図 5 - 2 - 2 種類別構成比

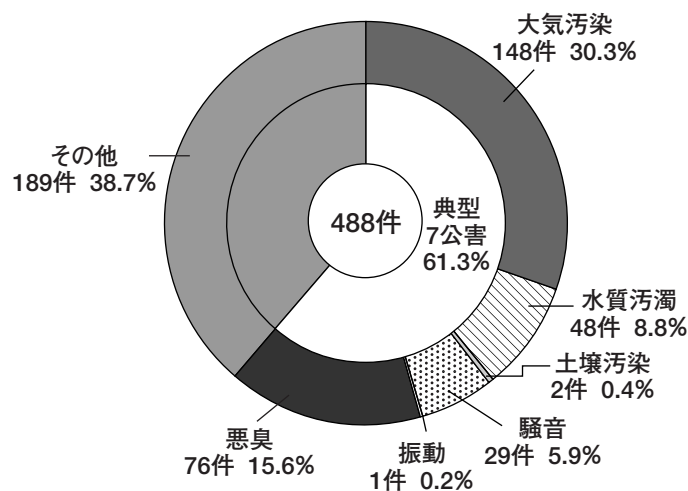
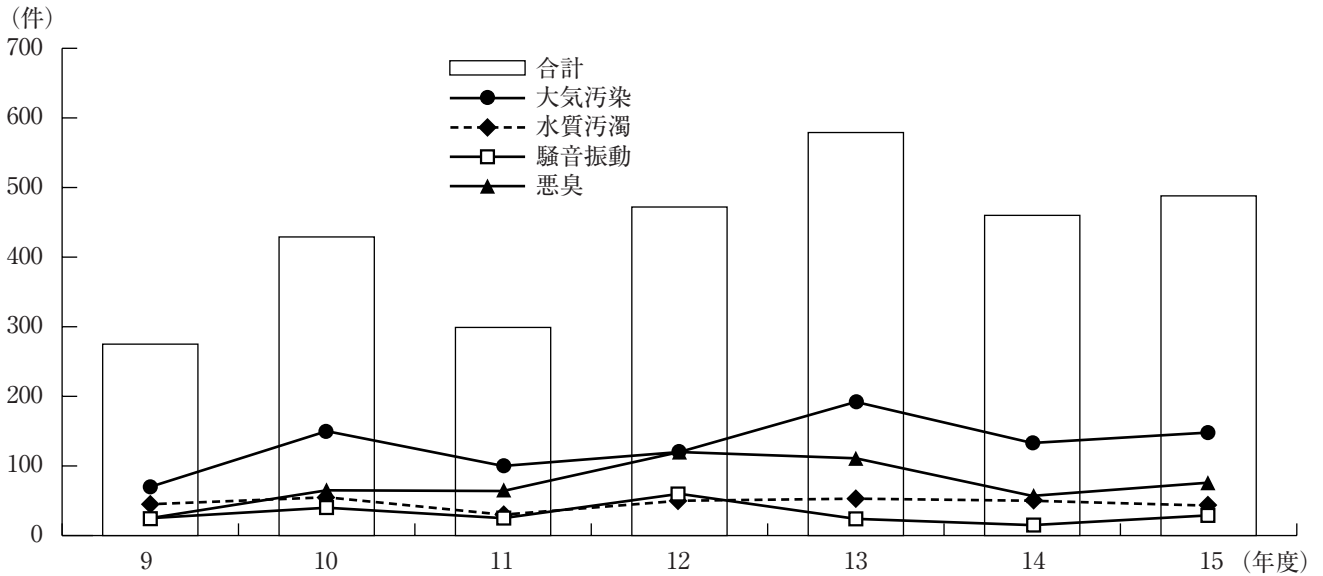


図 5 - 2 - 3 苦情件数の推移



②発生源の状況

発生源別では、家庭生活からの苦情が最も多く 122 件で、次いで建設業 57 件、農業 56 件、製造業 38 件、サービス業 34 件となっている。

③用途地域別発生件数

都市計画区域で発生した苦情が 361 件で、全体の 74.0 %を占めている。このうち用途地域別では住居地域での苦情が 143 件、商業（近隣商業を含む）準工業地域が 51 件、工業地域（工業専用地域を含む）が 11 件、その他地域が 156 件となっている。

④苦情の処理件数

平成 15 年度に処理すべき苦情件数は、新規に受理したもの 488 件、前年度からの繰越等 18 件の計 506 件であり、このうち 462 件（91.3 %）が年度内に処理され（他へ移送等含む）、44 件（8.7 %）は次年度へ繰越された。

図 5 - 2 - 4 発生源別構成比

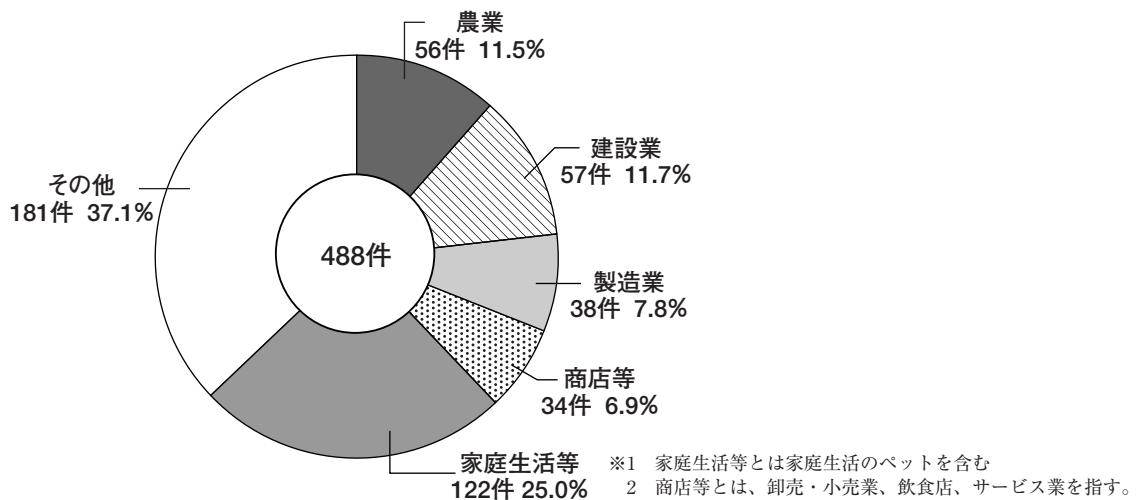




図 5 - 2 - 5 用途地域別構成比

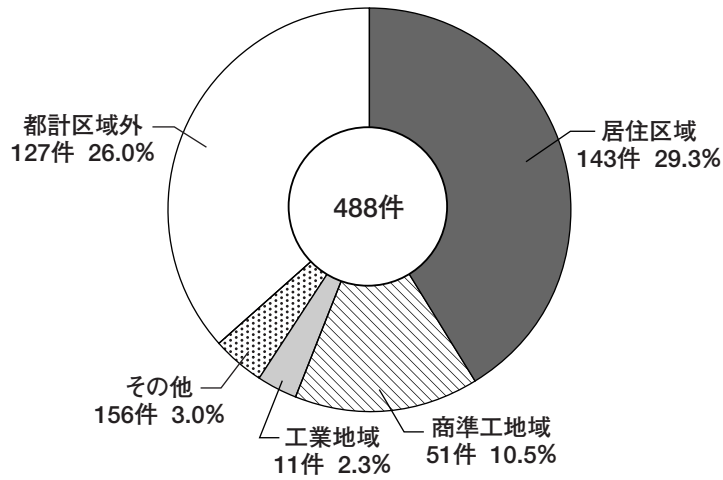


表 5 - 2 - 1 公害の種類別・発生源別苦情件数

発生源の種類	公害の種類	総数	公害の種類							その他
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
総数		488	148	43	2	29	1	0	76	189
農業		56	19	5	0	2	0	0	15	15
	耕種農業	28	12	2					4	10
	畜産・養蚕農業	15		3		1			7	4
	農業園芸サービス	13	7			1			4	1
林業		3	2	1	0	0	0	0	0	0
漁業		1	0	0	0	0	0	0	0	1
鉱業		2	1	1	0	0	0	0	0	0
	金属鉱業	1	1							
	石炭・原油等の鉱業	0								
	非金属鉱業	1		1						
建設業		57	32	3	1	4	0	0	3	14
	総合工事業	21	10	2		1			1	7
	その他の工事業	36	22	1	1	3			2	7
製造業		38	20	6	1	4	0	0	6	1
	食料品・飲料等製造業	8	2	3					2	1
	繊維工業	0								
	木材・木製品工業	12	10			2				
	パルプ・紙・紙加工品	4	3						1	
	出版・印刷・同関連産業	0								
	化学工業	1							1	
	石油石灰製品製造業	0								



	プラスチック製品製造業	0								
	ゴム製品製造業	0								
	窯業・土石製品製造業	3		2		1				
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品	5	1	1	1	1			1	
	機械器具製造業	0								
	その他の製造業	5	4						1	
電気・ガス・熱供給・水道業		5	3	1	0	0	0	0	0	1
	電気・ガス・熱供給業	2	1							1
	水道業	3	2	1						
運輸・通信業		6	2	0	0	2	0	0	0	2
	鉄道業	2				2				
	道路旅客運送業	0								
	道路貨物運送業	4	2							2
	航空運輸業	0								
	その他の運輸・通信業	0								
卸売・小売・飲食店		8	1	1	0	2	0	0	3	1
	再生資源卸売業	0								
	卸売・小売業	6	1	1		2			1	1
	飲食店	2							2	
	飲食店のカラオケ	0								
サービス業		34	11	6	0	3	1	0	5	8
	洗濯・理容・浴場業	2							2	
	駐車場業	0								
	生活関連サービス業	2	1			1				
	旅館その他の宿泊所	2	1			1				
	娯楽業	1							1	
	娯楽業のカラオケ	0					1			
	ゴルフ場	0								
	自動車整備業	5	5							
	機械家具等修理業	0								
	専門サービス業	2							1	1
	廃棄物処理業	18	4	5		1	1			7
	医療業、保健衛生	0								
	社会保険、社会福祉	0								
	教育、学術研究機関	1		1						
	その他のサービス業	1							1	
公務		2	1	0	0	0	0	0	0	1
家庭生活		122	37	4	0	4	0	0	30	47
家生活のペット		15	0	0	0	2	0	0	2	11
事務所		8	5	0	0	0	0	0	1	2

道路	26	0	3	0	2	0	0	1	20
空地	24	3	0	0	0	0	0	1	20
公園	1	0	0	0	0	0	0	0	1
神社寺院等	2	2	0	0	0	0	0	0	0
その他	44	3	5	0	3	0	0	6	27
不明	34	6	7	0	1	0	0	3	17

表5-2-2 市町村別、種類別公害苦情・陳情受理件数

種類 市町村	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
松江市	45			8			9	20	82
浜田市	7	5		6			35	16	69
出雲市	34	12		6	1		8	28	89
益田市	27	5	1	2			6	17	58
大田市	6	3					1	8	18
安来市	2			1			3	29	35
江津市	5	3		2			4	3	17
平田市	2	4	1	1			5	5	18
市計	128	32	2	26	1		71	126	386
鹿島町									0
島根町									0
美保関町		1							1
東出雲町	4			1					5
八雲村		2						1	3
玉湯町									0
宍道町	3	1						6	10
八束町								1	1
広瀬町									0
伯太町									0
仁多町		2						4	6
横田町				1					1
大東町	2							6	8
加茂町		1						12	13
木次町							1	3	4
三刀屋町	2							1	3
吉田村								1	1
掛合町									0
頓原町								1	1
赤来町									0
斐川町	2			1					3

佐田町									0
多伎町									0
湖陵町									0
大社町									0
温泉津町		1					1		2
仁摩町									0
川本町									0
邑智町		1					2		3
大和村		1					4		5
羽須美村		1							1
瑞穂町									0
石見町							1		1
桜江町							10		10
金城町									0
旭町									0
弥栄村									0
三隅町	2						1		3
美都町								1	1
匹見町									0
津和野町							1	5	6
日原町	2							2	4
柿木村									0
六日市町	2	1						1	3
西郷町							1		1
布施村									0
五箇村									0
都万村									0
海士町									0
西ノ島町									0
知夫村									0
町村計	20	11	0	3			5	63	102
合計	148	43	2	29	1	0	76	189	488

### 3. 公害防止管理者制度

民間における公害防止体制の整備を図るため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者（公害防止管理者等）の選任が義務づけられた。

公害防止管理者の資格は、国家試験に合格するか、あるいは資格認定講習の課程を修了するかにより取得することができる。

なお、平成15年度における公害防止管理者等の選任状況は表5-2-3のとおりである。

表5-2-3 公害防止管理者等の届出状況

(H16.3.31現在)

業 種	選任特定工場	公害防止総括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者											
				大気関係				水質関係				騒音関係	粉塵関係	振動関係	ダイオキシン関係
				第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種				
製 造 業	139 [159]	89	3	1	0	11	51	0	13	3	4	3	72	4	3
エネルギー供給業	5 [5]	4	1			4	1			1			1		
合 計	144 [164]	93	4	1	0	15	52	0	13	4	4	3	73	4	3

(注) 選任特定工場欄〔 〕内は特定工場数。

## 第3節 環境マネジメントシステムの運用

県では平成15年2月に本庁（本庁舎、南庁舎、県議会議事堂及び警察庁舎等を含む）を対象としてISO14001の認証取得し、「環境マネジメントシステム」の運用をしてきた。

平成14年度の半年間の運用を踏まえ、2年目となる平成15年度の運用結果については以下のとおりであった。

### I オフィス活動について

省エネ、省資源、リサイクルの推進等のエコオフィス活動についての主な取組結果の概要は次のとおりであった。

#### ①コピー用紙及び封筒の使用量

コピー用紙及び封筒については、前年比91.6%及び76.1%となり、庁内LANの活用によるペーパーレス化等の取組が前年度より一層定着し、その成果が現れた。

#### ②水道水の使用量

庁舎内での水道水の使用量は、節水の呼びかけ等により、前年度比92.4%となった。

#### ③一般廃棄物

紙の使用量削減等により、前年度比88.4%となった。

#### ④電気及び重油の使用量

庁舎内での電気使用量は、待機電流が大きな割合をしめるため削減効果は現れなかった。重油使用量は、冷暖房のこまめな調整及び天候の影響により前年度比77.8%となった。

#### ⑤公用車の燃料使用量

ガソリン及び軽油ともに前年度実績をわずかに超過しており、今後更なるアイドリングストップ及び買い替え時の低燃費車の導入等を図る。

#### ⑥グリーン購入

環境保全型製品の購入率は96.7%となり、前年度実績91.9%を上回り、取組みは着実に進んでいると思われる。

#### 【経費削減額の試算】

H14年度実績と比較して、エコオフィス活動におけるコスト削減を試算したところ、コピー用紙、封筒水道及び重油の使用量削減により、12,615千円の経費削減があった。

運用を開始したH14年度及びH15年度の2年度で34,458千円の効果が得られた。

### II イベント事業、公共事業に係る環境配慮について

イベントの開催及び公共事業の実施に伴う環境影響に配慮するため、「イベント環境配慮指針」及び「公共事業環境配慮指針」に基づき事業を実施した。

#### (1) イベント事業における環境配慮について

指针对象（予想来場者数千人以上）なった14のイベント実施にあたり、省エネ・省資源及び廃棄物の減量化等に係る事項に配慮し、かつその配慮状況について来場者アンケートによる外部チェックを実施するなど適切に運用された。

改善点として、来場者への公共交通機関利用の呼びかけ及び環境配慮の協力等、事前の周知不足が揚げられ、今後徹底を図って行く。

## (2) 公共事業における環境配慮について

指针对象となった18の公共事業の実施にあたり、配慮設定項目数合計751、うち実施項目数合計709、実施率94%であり、適切に運用された。

今後は、昨年度作成した「島根県公共事業環境配慮指針の手引き」の活用を促し、一層の環境配慮を図って行く。

## Ⅲ 環境改善事業について

県環境基本計画に基づく、自然環境の保全創造や環境負荷の低減等の環境施策の総合的な推進に関する環境改善事業177事業については、140事業で目標を達成した（達成率79.1%）。目標を下回ったものの内容は、目標設定が不適当なため他律的要因により未達成であったもの、実施内容が不十分であったもの等であった。

今後、達成・未達成にかかわらず、チェック内容を次年度事業に反映させながら着実に実施する。

また、目標（成果指標）設定は、出来る限り数値化することとしているが、より分かりやすい指標設定に向けて検討して行く。

環境改善事業の内、重点プロジェクトの目標達成状況は別表のとおりである。

## Ⅳ 法的その他要求事項について

庁舎管理施設である冷温水発生機からのばい煙、PCBを含むトランスの管理、排水処理施設の管理及び廃棄物の適正処理等に係る環境関連法規制、並びにその他要求事項（協定等）は、すべて遵守された。

## Ⅴ 総括事項

環境マネジメントシステムの本格的な運用を開始してから1年半が経過し、全体として環境意識の向上及び環境マネジメントシステムの定着等、一定の成果が見られた。

今後は、この成果を更に高めるため、各所属での一層の徹底及びシステムの運用範囲の拡大を行い、継続的な改善を図って行く。

## 環境基本計画重点プロジェクト目標達成状況（数値目標）

### 1. きよらかな水環境保全プロジェクト

目標	担当課名	環境指標項目	計画策定時指標値	データ年次	現状値	データ年次	備考	達成率 (%)
平成22年度には、CODについて生活系負荷を対8年度比で3割程度削減します。	環境政策課	COD生活系負荷	0 %	平成8年度	38.9 %	平成15年度末		100.0
平成22年度における下水道（農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を含む）普及率を60%とします。（平成9年度末30%）	下水道推進課	下水道普及率	30 %	平成9年度末	54.9 %	平成15年度末	普及率の目標を65%に変更	84.5
							平均	92.3

### 2. ごみゼロ社会に向けたリサイクル島根推進プロジェクト

目標	担当課名	環境指標項目	計画策定時指標値	データ年次	現状値	データ年次	備考	達成率 (%)
平成12年度における一人1日当たりのごみ排出量を820gにします。（平成8年度874g）	廃棄物対策課	一人1日当たりのごみ排出量	874 g	平成8年度	974 g	平成13年度末		0.0
平成12年度におけるごみの資源化率を12%にします。（平成8年度10%）	廃棄物対策課	ごみの資源化率	10 %	平成8年度	16.5 %	平成13年度末		100.0
平成22年度までにエコショップ認定店を300か所程度にします。（平成9年度末43か所）	廃棄物対策課	エコショップ認定店	43 店舗	平成9年度末	230 店舗	平成15年度末		70.0
平成22年度までにリサイクルセンター・リサイクルプラザを10か所程度にします。（平成9年度末3か所）	廃棄物対策課	リサイクルセンター・リサイクルプラザ	3 箇所	平成9年度末	13 箇所	平成15年度末		100.0
平成22年度における容器包装廃棄物の分別収集量を25,000トンにします。（平成9年度末4,000トン）	廃棄物対策課	容器包装廃棄物分別収集量	4,000 トン	平成9年度末	16718 トン	平成15年度末		60.6
平成22年度における産業廃棄物の排出量を200万トン程度に抑制します。（平成7年度実績147.3万トン、平成17年度予想排出量228.0万トン）	廃棄物対策課	産業廃棄物の排出量	1,473,000 トン	平成7年度	2,264,000 トン	平成11年度	2005年度に次回調査	-
平成15年度までにISO14001規格の認証所得事業所が新たに20か所程度となるよう支援します。（平成9年度末3事業所）	環境政策課	ISO14001規格の認証取得事業所	3 事業所	平成9年度末	59 事業所	平成15年度末		100.0
平成22年度までに公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を3か所程度目指します。	廃棄物対策課	公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備	0 箇所	平成9年度末	1 箇所	平成15年度末		33.3
							平均	66.3



### 3. 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト

目標	担当課名	環境指標項目	計画策定時指標値	データ年次	現状値	データ年次	備考	達成率 (%)
平成22年度までに自然観察モデルコースを20か所選定します。(平成9年度末11か所)	景観自然課	自然観察モデルコース	11 箇所	平成9年度末	14 箇所	平成15年度末		33.3
平成15年度までにみんなでつくる身近な自然観察路50か所について再編成します。	景観自然課	身近な自然観察路	0 箇所	平成10年度末	51 箇所	平成15年度末		100.0
平成20年度までにみんなでつくる自然観察の森を新たに10か所選定します。	景観自然課	自然観察の森	0 箇所	平成10年度末	0 箇所	平成15年度末		0.0
平成12年度までに島根県自然解説員を74名とします。(平成9年度末39名)	景観自然課	島根県自然解説員	39 人	平成9年度末	62 人	平成15年度末		65.7
平成22年度までに道路緑化を110km(平成9年度末60km)整備します。	道路維持課	道路緑化	60 km	平成9年度末	87 km	平成14年度末		54.0
平成22年度までに広幅員歩道を190km(平成9年度末110km)整備します。	道路維持課	広幅員歩道	110 km	平成9年度末	189 km	平成14年度末		98.8
平成22年度までに自転車道を55km(平成9年度末38km)整備します。	道路維持課	自転車道	38 km	平成9年度末	42.1 km	平成15年度末		23.5
平成13年度までに鳥獣保護区を93か所(43,005ha)とします。(平成10年11月1日現在鳥獣保護区79か所[38,880ha])	森林整備課	鳥獣保護区か所数	79 箇所	平成10年度末	85 箇所	平成15年度末		42.9
平成13年度までに特別保護区を16か所(860ha)とします。(平成10年11月1日現在特別保護地区13か所[651ha])	森林整備課	特別保護区か所数	13 箇所	平成10年度末	13 箇所	平成15年度末		0.0
平成15年度までにみんなで守る郷土の自然選定地域を50か所選定します。(平成9年度末31か所)	景観自然課	郷土の自然選定地域	31 箇所	平成9年度末	49 箇所	平成15年度末		94.7
平成22年度までにしまねレッドデータブックの緊急保護種16種について適正な保護対策を確立するよう努めます。	景観自然課	レッドデータブックの緊急保護種	0 種	平成10年度末	14 種	平成15年度末	H15年度レッドデータブックの改訂に伴いカテゴリーの変更あり	87.5
平成22年度までにしまねレッドデータブックの要保護種20種について適正な保護対策を確立するよう努めます。	景観自然課	レッドデータブックの要保護種	0 種	平成10年度末	15 種	平成15年度末	H15年度レッドデータブックの改訂に伴いカテゴリーの変更あり	75.0
平成22年度までに景観形成指定地を5か所目指します。(平成9年度末1か所)	景観自然課	景観形成指定地	1 箇所	平成9年度末	1 箇所	平成15年度末		0.0
平成22年度までに景観形成住民協定の認定件数を100件にします。(平成9年度末41件)	景観自然課	景観形成住民協定の認定件数	41 件数	平成9年度末	59 件数	平成15年度末		30.5
平成22年度までに20市町村での景観条例・景観形成基本計画策定を目指します。(平成9年度末9市町村)	景観自然課	景観条例・景観形成基本計画策定	9 市町村	平成9年度末	14 市町村	平成15年度末		45.5
平成22年度までに築地松保全協定数を150件に増やします。(平成9年度末76件)	景観自然課	築地松保全協定数	76 件数	平成9年度末	153 件数	平成15年度末		100.0
平成22年度における沿道の電線類地中化延長を25km(平成9年度末5.1km)とします。	道路維持課	電線類地中化延長	5.1 km	平成9年度末	21.8 km	平成15年度末		83.9
							平均	55.0

#### 4. 恵み豊かな森林・農地・漁場の保全と活用プロジェクト

目標	担当課名	環境指標項目	計画策定時指標値	データ年次	現状値	データ年次	備考	達成率 (%)
平成22年度における人工林の育成複層林と天然林の育成単層林及び育成複層林の面積2,900haを目指します。(平成9年度末 人工林の育成複層林250ha、天然林の育成単層林及び育成複層林286ha)	森林整備課	人工林の育成複層林と天然林の育成単層林及び育成複層林の面積	545 ha	平成9年度末	652 ha	平成15年度末		4.5
平成22年度における地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数の目標を59全市町村とします。(平成9年度末10市町村)	生産振興課	地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数	10 市町村	平成9年度末	24 市町村	平成15年度末		28.6
平成12年度までに棚田地域保全対策を15地区程度で実施します。	農村整備課	棚田地域保全対策実施地区数	0 地区	平成9年度末	17 地区	平成15年度末		100.0
平成22年における建築材利用等の木材の供給量を580,000立方メートル以上とし、再生産可能な資源である木材の有効利用を推進します。(平成8年386,000立方メートル)	林業課	建築材利用等の木材の供給量	386,000 m <sup>3</sup>	平成8年度	269,000 m <sup>3</sup>	平成15年度		0.0
							平均	33.3

#### 5. 島根発地球環境保全プロジェクト

目標	担当課名	環境指標項目	計画策定時指標値	データ年次	現状値	データ年次	備考	達成率 (%)
二酸化炭素排出量を、平成15年度において平成10年度レベルの10%削減を目指します。	環境政策課	二酸化炭素排出量	0 %	平成10年度	2.0 %	平成14年度		20.0
平成22年度までに県内の低公害車の普及台数23,000台を目指します。(平成10年5月末現在39台)	環境政策課	県内低公害車普及台数	39 台	平成10年5月	701 台	平成15年度末		2.9
平成14年度までに常時主要交通渋滞ポイント23か所のうち、4か所を解消します。	交通企画課	常時主要交通渋滞ポイント解消数	0 箇所	平成10年度末	4 箇所	平成14年度末	完了	100.0
平成14年度までに常時主要交通渋滞ポイント23か所のうち、19か所を緩和を図ります。	交通企画課	常時主要交通渋滞ポイント緩和数	0 箇所	平成10年度末	19 箇所	平成14年度末	完了	100.0
平成14年度までに観光時主要渋滞ポイント3か所の緩和を図ります。	交通企画課	観光時主要渋滞ポイント緩和数	0 箇所	平成10年度末	3 箇所	平成14年度末	完了	100.0
平成22年度までに温室効果ガス排出抑制計画作成数を70団体にします。	環境政策課	温室効果ガス排出抑制計画作成団体数	0 団体	平成10年度末	13 団体	平成15年度末		18.6
平成15年度までに地球温暖化防止活動推進員を県内7地域に配置します。	環境政策課	地球温暖化防止活動推進員配置地域	0 地域	平成10年度末	7 地域	平成15年度末		100.0
平成22年度までに太陽光発電や風力発電などの地域新エネルギーを27万kWを目指します。(平成9年度9月現在163,619kW)	土地資源対策	地域新エネルギー	163,619 Kwh	平成9年度末	175,374 Kwh	平成15年度末		11.0
平成15年度までにフロン回収協力店(事業所)を1,000か所にします。	環境政策課	フロン回収協力店(事業所)	0 事業所	平成9年度末	912 事業所	平成15年度末		91.2
中国寧夏回族自治区の砂漠地において、当面は平成13年度までに15haの友好の森の造成を目指します。	林業課	友好の森の造成面積	0 ha	平成10年度末	30.8 ha	平成15年度末		100.0
							平均	64.4

## 6. 環境にやさしい人・地域づくり推進プロジェクト

目標	担当課名	環境指標項目	計画策定時指標値	データ年次	現状値	データ年次	備考	達成率 (%)
平成22年度までに、環境アドバイザー登録人数を20名以上とします。	環境政策課	環境アドバイザー登録人数	0 人	平成10年度末	13 人	平成15年度末		65.0
平成22年度までに子どもエコクラブの会員数(累計)を10,000人以上とします。(平成9年度末1,821人)	環境政策課	子どもエコクラブの会員数(累計)	1,821 人	平成9年度末	6,581 人	平成15年度末		58.2
平成22年に向けて80団体の緑の少年団の育成を目指します。(平成10年4月現在64団体)	林業課	緑の少年団	64 団体	平成10年度末	79 団体	平成15年度末		93.8
平成14年度までに環境教育モデル校を12校指定・支援します。	義務教育課	環境教育モデル校	0 校	平成10年度末	30 校	平成15年度末		100.0
平 均								79.3

## 7. 新たな環境保全システム推進プロジェクト

目標	担当課名	環境指標項目	計画策定時指標値	データ年次	現状値	データ年次	備考	達成率 (%)
平成22年度までに市町村のごみ焼却施設を10か所程度に減らし、広域化を推進します。(平成9年度末24か所)	廃棄物対策課	市町村のごみ焼却施設	24 箇所	平成9年度末	13 箇所	平成15年度末		78.6
平成22年度までに市町村のごみ焼却施設から発生するダイオキシン類を現在の排出量から9割以上削減します。	廃棄物対策課	市町村のごみ焼却施設から発生するダイオキシン類排出量	13 TEQ/年	平成8年度	21.2 TEQ/年	平成14年度		88.0
平 均								83.3
全体の平均								61.8

## 環境基本計画重点プロジェクト目標達成状況（定性目標）

### 1. きよらかな水環境保全プロジェクト

目標	担当課名	現状	説明
平成15年度までに主な流域における流域水環境指針を策定します。	環境政策課	予定通り進捗	益田川水環境指針の普及啓発。北浦及び古浦海水浴場水環境指針作成。
河川における工事では、多自然型川づくりを基本として推進します。	河川課	未改修区間の河川は豊かで多種多様な自然環境を有している。	必要な治水対策は行いつつ、本来川が持つ豊かで多種多様な自然環境を保全し、創出し、再生することを目指す。

### 3. 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト

目標	担当課名	現状	説明
平成13年度までに三瓶山自然体験ゾーンの拡充整備をします。	景観自然課	年次計画に従い、目標を達成した。	完了
平成21年度までにすべての県立自然公園の公園計画を見直し再編整備をします。	景観自然課	未着手	作業の基礎となる施設情報の収集及び整理を行った。

### 4. 恵み豊かな森林・農地・漁場の保全と活用プロジェクト

目標	担当課名	現状	説明
平成22年度を目途に松くい虫被害の終息（伐倒駆除のみで対処可能なレベルの被害量〔県内全域で約1万m <sup>3</sup> 〕を目指す）を図ります。	森林整備課	県全体の被害の発生量 H14被害量：40,900m <sup>3</sup> →H15被害量：35,241m <sup>3</sup> 松くい虫被害対策対象松林（保全松林）内の発生被害量 H14被害量：21,352m <sup>3</sup> →H15被害量：17,812m <sup>3</sup>	被害量が減少した理由は、平成15年度の夏季の気象（7、8月は平年に比べて気温が低く、降水量が多い）が病気の発病しにくい状況であり、松くい虫被害対策の効果が発現しやすい状況であったためと考えられる。

### 6. 環境にやさしい人・地域づくり推進プロジェクト

目標	担当課名	現状	説明
平成15年度までに環境情報システムを整備します。	環境政策課	水環境システムについては整備済み	他の環境情報については電子県庁の進捗状況を勘案しつつ、導入について検討することとしている。

### 7. 新たな環境保全システム推進プロジェクト

目標	担当課名	現状	説明
平成11年度に環境配慮指針及び率先行動計画を策定し、環境保全に関する取組の率先実行を強化します。	環境政策課	平成11年度末に「環境にやさしい率先実行計画」を策定し、取り組みを行っている。平成13年11月から「グリーン調達」の取り組みも開始した。また、平成14年度には県が実施する公共事業に係る環境配慮指針を策定し、15年度はその運用に資するため指針の手引きを作成した。	「環境にやさしい率先実行計画」及び「グリーン調達」の取り組みについては順調に行われている。エネルギーの消費量等の削減については、既存設備の比較では取り組みによる成果が現れているが、設備や施設の増設等に伴う増加分もあるため、県全体としては削減するまで至っていない。公共事業に係る環境配慮指針については、今後この定着を図っていく必要がある。

## 第4節 経済的措置

### 環境保全施設の設置等に対する助成

事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務であるが、この設備投資は生産効果の少ない非収益性投資であるので、特に中小企業者にとって、これらの設備の設置が困難であることが多い。そこで県では融資制度を設けて環境保全施設の整備促進を図っている。

平成15年度貸付状況は表5-4-1のとおりである。

表5-4-1 環境保全施設に対する貸付状況（平成15年度）

#### ① 県の制度

名 称	件数	貸付額
中小企業高度化資金 (共同公害防止等)	0	0千円
環 境 資 金	1	25,000千円
計	1	25,000千円

#### ② (財) しまね産業振興財団の制度

名称	件数	貸付額
小規模企業者等設備資金	0	0千円
小規模企業者等設備貸与資金	2	95,700千円
県単中小企業設備貸与資金	0	0千円
計	2	95,700千円